

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定 (緊急避難措置)の検討について

令和4年9月1日
香川県新型コロナウイルス
対策本部会議決定

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定(緊急避難措置)の概要及び必要な手続き等について(令和4年8月25日厚労省事務連絡)
感染症法に基づく医師の発生届に係る事務負担が増加し、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定することを可能とする。

◆ 緊急避難措置が適用された場合の発生届の対象者(現状の約3割と推計)

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 妊娠している方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は罹患により新たに酸素投与が必要な方

◆ 緊急避難措置適用時の主なメリット、デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none">・ 発熱外来において、発生届に係る事務負担が軽減される。・ 保健所において、健康観察業務等を発生届の対象者に重点化できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・ 別途、感染者の年代別総数の報告を求められており、発熱外来及び保健所の事務負担が増加する。・ 宿泊療養施設への入所調整や体調急変時の対応において、必要な情報の把握に時間を要し、保健所業務の負担が増加する。・ 発生届の対象外の方は、My HER-SYSにより療養証明書を発行することができない。 →国において取扱いが定まっておらず、調整中であるが、それまでの間、保険金請求のための証明書(有料)を医療機関に求める方が増加する恐れがある。

◆ 現時点での本県の考え方

- ① 自主的な検査で陽性が判明した方が登録できる陽性者登録センターの運営開始(9月1日)に加え、65歳未満の重症化リスクのない方の発生届が、5項目(陽性者の氏名、性別、生年月日、所在地、電話番号)に簡略化されていることを、改めて発熱外来に周知するなど、発生届(HER-SYS入力)に係る負担軽減を図っていく。
- ② 現在の感染状況について、新規感染者数は、8月23日以降、前週の同じ曜日を下回った日が続いており、発熱外来や保健所の業務が極めて切迫した状況とは言えない。
- ③ 緊急避難措置については、今後の国の追加対応や先行県の情報等を把握し、上記デメリットの解決策及び発熱外来や保健所業務の状況などを見極めていくこととし、現時点では、厚生労働大臣への届出は行わない。
なお、今月中旬にも実施する方針と伝えられている全国一律の見直しに向けて、その円滑な導入のための準備を進めていく。